

決議案第1号

美浦村議会の解散に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び美浦村議会会議規則（平成5年美浦村規則第9号）第14条第2項の規定により提出する。

平成31年3月25日提出

提出者	美浦村議会議員	石川	修
賛成者	同 上	小泉	輝 忠
	同 上	林	昌 子
	同 上	下村	宏
	同 上	椎名	利 夫
	同 上	山崎	幸 子
	同 上	飯田	洋 司
	同 上	岡沢	清
	同 上	塚本	光 司
	同 上	小泉	嘉 忠
	同 上	葉梨	公 一
	同 上	竹部	澄 雄
	同 上	松村	広 志

美浦村議会の解散に関する決議（案）

私たち美浦村議会議員は、選挙で選ばれた村民の代表者として、村民の意見を的確に把握すると共に、村民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならないと考える。

昨今は、少子高齢化の進行や人口減少が顕著に表れるとともに、社会保障等に伴う扶助費の増大、また、あらゆる公共施設等の老朽化に伴う整備、改修の必要が迫っており、村においてこうした課題は、今後の行財政面に与える影響は極めて深刻かつ憂慮すべき状態となっていると考える。

議会は、民主主義及び地方自治体の根幹をなす重要な機関であることにしても、現在の地方自治体の行財政の実情、あるいは住民感情といったものを考慮したとき、議会みずから襟を正し、率先して行財政改革を図っていかなければならないし、また、そうすることが社会の情勢でもあると考える。

美浦村議会では本村の現状を見据え、平成30年第4回定例会において、議員定数の削減を行うため、条例の改正を行った。

また美浦村では、平成31年4月に村長選挙、8月には村議会議員選挙が行われる予定となっているが、村長選挙と村議会議員選挙を同時に行うことにより、経費削減が見込めること、また、経費削減以外でも、村民の村政に対する関心も高くなり、投票率の向上につながると考え、私たち議員自ら、約5か月の任期を残し自主解散を行い、村長選挙と村議会議員選挙の同時選挙を行うことを選択した。

よって、平成31年4月21日執行の美浦村長選挙に併せて、美浦村議会議員一般選挙が同時に執行できるよう地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、本日をもって美浦村議회를解散する。
以上、決議する。

平成31年3月25日

茨城県稲敷郡美浦村議会